

福岡大学奨学金定型約款

(奨学生の選考)

第1条 奨学生の選考は、入学試験成績、推薦入学判定の成績、学業成績及び家庭の経済事情、人物、健康、その他の事情を学生部委員会で審査・選考し学長がこれを決定する。

(保証人)

第2条 奨学金の借入には連帯保証人及び保証人各1人を要する。

2 連帯保証人は、本人と連帯して奨学金弁済の責めを負う。

3 保証人は、連帯保証人の次に弁済の責めを負うものとする。

4 保証人は、連帯保証人との間で連帯の特約を締結していることを認め、分別の利益は主張しない。

(借用証書)

第3条 奨学生として採用された者は、借用証書を本学に提出しなければならない。

2 前項の借用証書には連帯保証人及び保証人連署の上、本人、連帯保証人及び保証人の本籍地が記載された住民票の写し並びに連帯保証人及び保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

(採用通知)

第4条 福岡大学奨学金規程(以下「規程」という)第6条により、奨学生として採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。

(奨学金の貸与)

第5条 本学は、前項の奨学生に対し、別に定める貸与額を限度として希望額を貸与する。

2 奨学金は、本学の指定する銀行のうちから奨学生本人が選択した銀行の預金口座に一括で振り込むことによって交付する。

(異動)

第6条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、本学に直ちに届け出なければならない。

(1) 本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、職業その他重要事項の変更があったとき。

(2) 連帯保証人又は保証人の変更があったとき。

(3) 休学、退学又は除籍となったとき。

(停止・廃止)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、本学は奨学金の貸与を廃止する。

(1) 退学したとき。

(2) 除籍となったとき。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、本学は、奨学金の貸与を廃止又は停止することができる。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生としての本分を怠ったとき。
- (4) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (5) 家庭の経済事情等の好転により奨学金を必要としなくなったとき。
- (6) その他これに類する事由が生じたとき。

(返還)

第8条 奨学金の返還は、卒業、退学、除籍があった月又は修業年限を超えた月の翌月から起算して6カ月を経過した日に属する年から10年以内の年賦（返還総額の10分の1の額）とする。

- 2 割賦金の最初の返還日は、前項の年に属する12月15日限りとし、以後の割賦金返還日はその翌年以降、毎年12月15日限りとする。
- 3 借用総額、借用明細及び返還方法については、返還開始日以前に本人、連帯保証人及び保証人に通知する。
- 4 奨学生は、奨学金の未返還額の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

(督促)

第9条 奨学生であった者が割賦金の返還を2カ月以上延滞しているときは、本学は、その者が延滞している割賦金の額、延滞利息及びその支払い方法等を示して本人又は連帯保証人に督促するものとする。

- 2 前項に規定する督促によっても支払いがない場合は、本学は、保証人に督促することができる。

(遅延損害金)

第10条 奨学生であった者が正当な理由なく奨学金（割賦金）の返還を怠ったときは、本学は、遅延損害金を徴する。

- 2 前項の遅延損害金は、第8条第2項に規定する各返還日の翌日から順次発生するものとし、各割賦金に対し年3分の割合とする。

(返還猶予)

第11条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、願出により返還期間を延長することがある。

- (1) 災害又は傷害疾病によって返還が困難となったとき。
- (2) 大学院等に進学したとき。
- (3) その他正当な理由で返還が困難であると認められるとき。

- 2 前項に規定する延長の期間は、1年以内とする。ただし、事情によってはさらに延長を認めることがある。

(返還免除)

第12条 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡又は心身障害等の理由により、奨学金の

未返還額の全部若しくは一部について返還不能となったときは、本人又は連帯保証人の願出によってその全部又は一部の返還を免除することがある。

(奨学金返還の強制)

第 13 条 奨学生であった者が、第 8 条第 2 項に定める期限に割賦金の支払いを怠り、その回数が 3 回以上に至ったときは、本学からの請求により、第 8 条第 1 項に規定する 10 年の期限が到来する前においても、その時点における奨学金残額を直ちに一括して返還しなければならない。

2 前項の場合において、奨学生であった者又はその連帯保証人若しくは保証人（以下「要返還者等」という。）は、奨学金全額から既返還額を控除した残額及びこれに対する前項の本学からの請求を受けた日の翌日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金を付して、本学の指定する日までに一括して支払うものとする。

3 本学は、奨学生であった者に対し第 1 項の請求をした場合は、2 カ月以内に連帯保証人及び保証人にその旨を通知するものとする。

4 要返還者等が督促又は前項の請求を受けてもこれを返還しないときは、本学は、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）その他法令の定める手続により、その返還を確保することができる。

5 奨学生であった者は、次に掲げる場合において、その効力が自らに及ぶことを承認する。

(1) 本学から連帯保証人に対して裁判上の請求がなされたとき。

(2) 連帯保証人による債務の承認があったとき。

附 則

この細則は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。